

国立大学法人の重要な財産の譲渡について

国立大学法人の重要な財産の譲渡に関する認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(準用通則法第48条第2項)。

このたび東京大学及び岡山大学から認可の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会に御意見をお伺いするものである。

申請の内容については以下のとおり。

大学名		東京大学	岡山大学
譲渡に係る財産 の内容及び評価 額	区 分	土地	船舶
	名 称	旧井の頭寮跡地	マリナスⅡ号
	所在地	東京都三鷹市下連雀 2丁目21番地16号	岡山県瀬戸内市鹿忍 130-17
	数 量	全 体 1,612.61㎡ 譲渡予定部分 1,612.61㎡	全 長 12メートル 総トン数 4.9トン (平成元年新造)
	評価額	655,000,000円 (平成18年7月1日現在)	1円
譲渡の条件		譲渡予定部分の一部(西側約90㎡)をバスベイ用地として三鷹市土地開発公社に売却する。	なし
譲渡の方法		時価売却 (三鷹市土地開発公社、 一般競争入札)	時価売却 (一般競争入札)
国立大学法人の業務運営に 支障がない旨及びその理由		井の頭寮の機能は、豊島 国際学生寄宿舎に移転して いるため、業務運営上全く 支障がない。	新船購入に伴う譲渡である ため、業務運営上全く支障が ない。